



国際社会・国内
における
自然共生

令和8年1月22日
環境省中部地方環境事務所

目次

1 世界における生物多様性に関する動向

2 国内の対応と生物多様性の状況

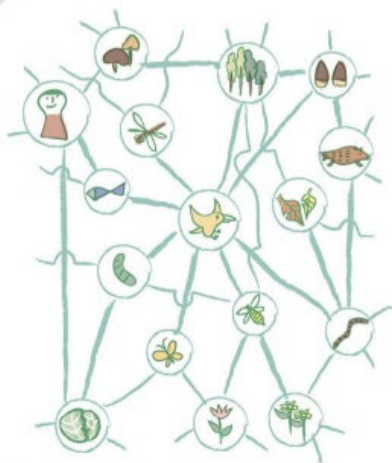
3 国内での取り組み

(1) ネイチャーポジティブ経済移行

(2) 30by30目標と自然共生サイト

0 生物多様性（自然資本）とは

「生物多様性」って？



この地球上には、たくさんの種類の生き物がいて、そのすべてが、網の目のようにつながりあって生きています。

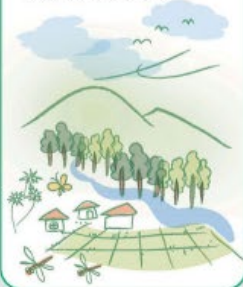
微生物、草や木、落ち葉、虫、魚、鳥、その他たくさんの動物、そのフンや死骸、そして人間。

いろいろな生き物がいること、そして、それらの生き物たちが、複雑に関わりあい、さまざまな環境に合わせて生活していることを、「生物多様性」といいます。

「生物多様性」には、次の3つの多様性があるとされています。

生態系の多様性

山や海、田んぼ…いろいろな場所で生き物たちが暮らしています。



種の多様性

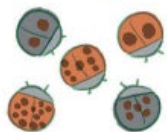
地球上には、3,000万種もの生き物がいるといわれています。



遺伝子（種内）の多様性

生き物は皆、個性があります。

てんとう虫のナミテントウは、同じ種でも、黒やオレンジなどの色や模様がそれぞれ違います。



「生物多様性」と私たちとのつながり

私たちの豊かな暮らしは、「生物多様性」が豊かであることに支えられています。生活に欠かせない空気、水、食べ物、エネルギー、衣服の原料など、いずれも「生物多様性」がもたらす自然のめぐみから得ているものです。

そして、自然のめぐみを生み出している地球上の生き物のつながりは、とても長い時間をかけて形成されてきたものなのです。



そのつながりが、今、壊れてしまうかも？



私たち人間はこれまで経済を発展させてきた一方で、生き物たちのつながりにはあまり目を向けてきませんでした。

今、たくさんの生き物が絶滅したり、絶滅の危機にあたりしています。網の目のようにつながる生き物のひとつが絶滅、つまり、網の目のつなぎ目のひとつが消えるということは、つながりあっているすべての生き物に何らかの影響が及ぶということです。

そのような状況をそのまま見過ごし続ければ、取り返しのつかないことになるかもしれません。もしそんなことになれば、私たちが今まで得てきた生物多様性からのめぐみもなくなってしまうかもしれないのです。

1 世界における生物多様性に関する動向

2010年 COP10名古屋(第10回生物多様性条約締約国会議)

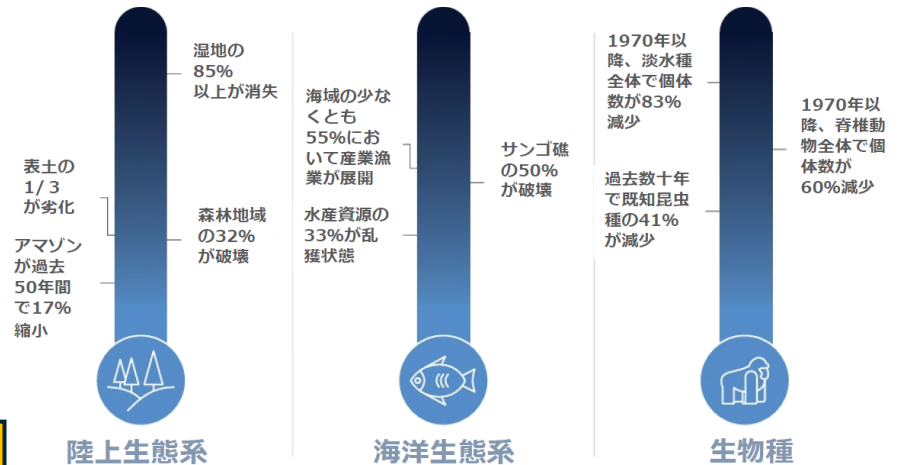
ビジョン=2050年 自然と共生する世界
2011-2020戦略計画、20の個別目標(愛知目標)



※2050年までに、生物多様性が評価され、保全され、回復され、賢明に利用され、生態系サービスが維持され、健全な地球が維持され、全ての人々にとって不可欠な利益がもたらされる社会

2019年 地球全体での生物多様性を科学的に評価(GB05)

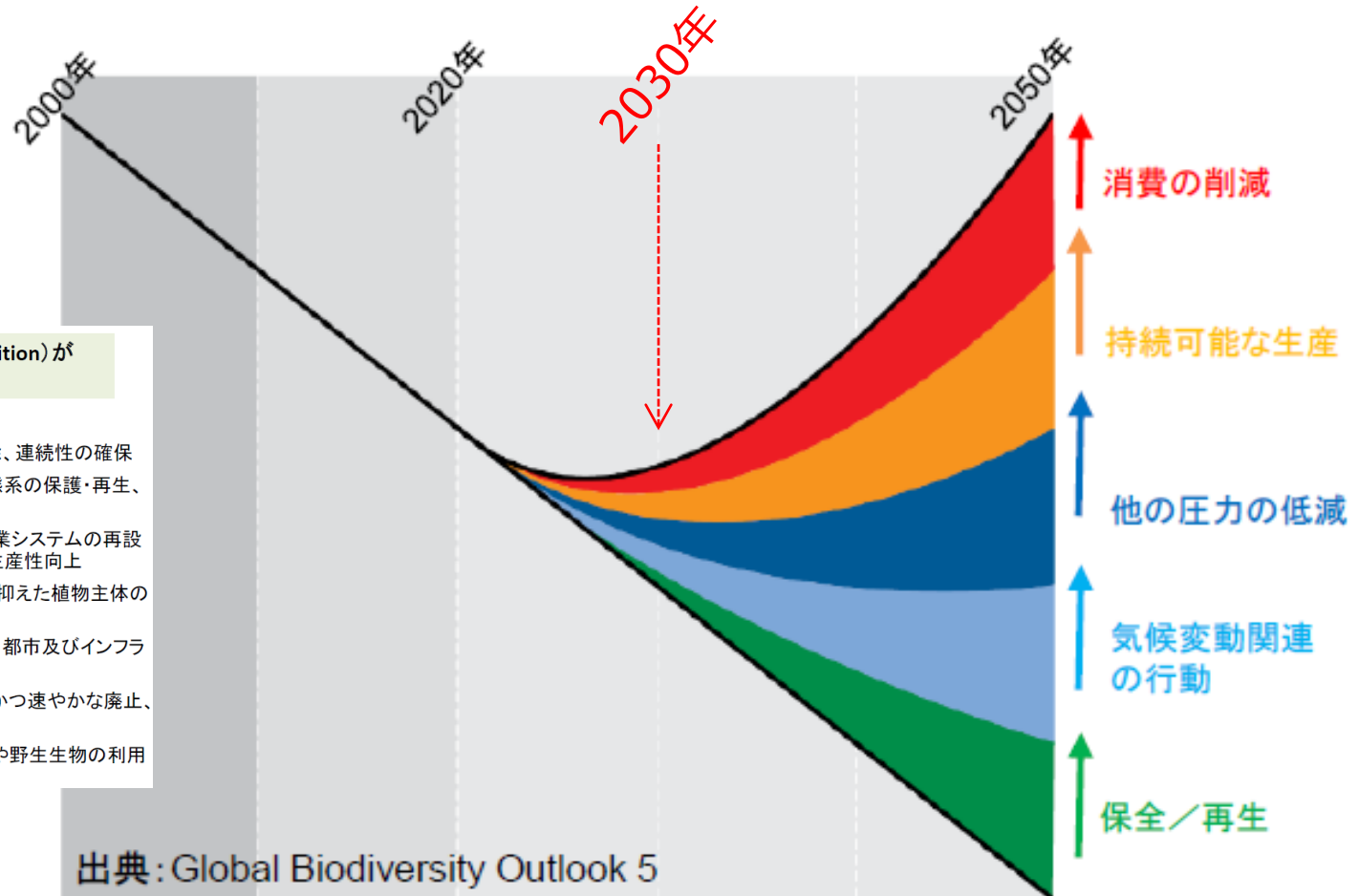
- ・自然に変化を引き起こす要因は過去50年間に加速
- ・ほとんどの愛知目標についてかなりの進捗が見られたが、20の個別目標で完全に達成できたものはない。
- ・気候変動や土地利用変化等の生物多様性損失の**直接的な要因への対処に加え、損失の間接要因となる社会経済活動への対応が重要。**
- ・生物多様性と多様な分野との連携強化が重要。



結論:今までどおりから脱却し、横断的な社会変革が必要

1 世界における生物多様性に関する動向

これにより、2030年以降に生物多様性の低下を増加に転じられる可能性



2050年ビジョン達成に向けて移行(transition)が必要な8分野

- ①土地と森林・・・生態系の保全・再生
- ②持続可能な淡水・・・水質改善、侵略的種防除、連続性の確保
- ③持続可能な漁業と海洋・・・海洋及び沿岸生態系の保護・再生、漁業再建、水産養殖業の管理
- ④持続可能な農業・・・アグロエコロジー等の農業システムの再設計、生物多様性への悪影響を最小限にした生産性向上
- ⑤持続可能な食料システム・・・肉と魚の消費を抑えた植物主体の食生活、廃棄物の大幅削減
- ⑥都市とインフラ・・・「グリーンインフラ」の展開、都市及びインフラの環境フットプリント低減
- ⑦持続可能な気候行動・・・化石燃料の段階的かつ速やかな廃止、自然を活用した解決策(Nbs)
- ⑧生物多様性を含んだワン・ヘルス・・・生態系や野生生物の利用を管理し、健全な生態系と人の健康を促進

出典: Global Biodiversity Outlook 5
(Secretariat of the Convention on Biological Diversity, 2020)

1 世界における生物多様性に関する動向

一方、**経済・ビジネスの世界**では、

2019年 世界経済フォーラム年次総会(ダボス会議)

- ・パリ協定やSDGs等に沿って、自然を保全・回復する活動に資金の流れを向け直し、**自然と人々が繁栄できるようにすることで、世界経済に回復力をもたらすことを目指す。**
- ・Task force on Nature related Financial Disclosure (自然関連財務情報開示タスクフォース)。

2021年 英国財務省・ケンブリッジ大学による生物多様性の経済学に関するグローバルレビュー

- ・我々の**経済、生計、幸福は、すべて我々にとって最も貴重な資産である自然に依存している。**
- ・我々の需要は、自然の供給力を大幅に上回る。数十年間、人類が繁栄を達成してきた方法こそが、自然に壊滅的な犠牲を強いてきた(世界が**現在の生活水準を維持するためには、地球1.6 個分が必要**)。
- ・自然との持続的な関係を築くには、**考え方、行動、経済的な成功の測定方法を変える必要**がある。
移行の方法として、①需給バランスをとり自然の供給能力を向上させる、②経済的成功の測定方法を変える、③制度・システムを変革する、がある。

1 世界における生物多様性に関する動向

なんと、世界のトップの会合でも、

2021年 G7で声明文「2030年自然協約」

★2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる(ネイチャーポジティブ)、世界使命に責任をもって取り組む。

- ①自然資源の持続可能で合法的な利用への移行
 - ・持続可能なサプライチェーン支持等による森林減少に対応
 - ・ごみ等の人間活動による海洋への悪影響に対応
- ②自然に投資、ネイチャーポジティブ経済を促進
 - ・次の5年間で自然のための資金を増加させることに集中的に取り組む
 - ・金融/産業/ビジネス界のリーダーとともに取り組む
- ③自然を保護、保全、回復させる
 - ・2030年までに世界の陸地の30%以上、海洋の30%以上を保護地域や“その他の効果的な保全方法”により保護保全(30by30)
 - ・全体的な種絶滅リスクを大幅に減らし、人為的絶滅を止めること目指す
- ④自然に対する説明責任、責任ある取り組み
 - ・定期的な進捗レビュー など

1 世界における生物多様性に関する動向



2022年 COP15(第15回生物多様性条約締約国会議)で「2050年自然と共生する世界」の達成に向けて30by30目標や持続可能な消費など新たな行動目標

要するに、世界は

名古屋発 2050年自然と共生する世界 の実現に向け、

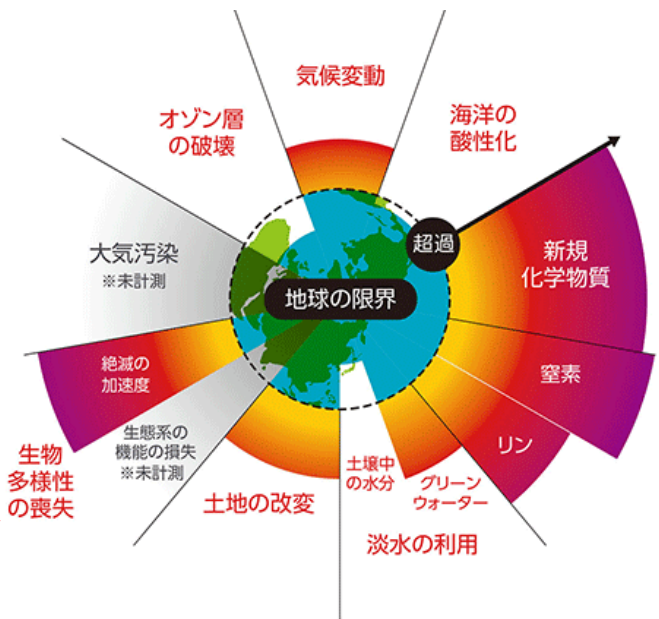
①人類の生存基盤となっている自然・生物多様性の損失・低下に強い危機感

②自然・生物多様性の損失・低下を反転・回復させることにあらゆる分野が連携し総力戦で緊急に行動

1 世界における生物多様性に関する動向



プラネタリーバウンダリー



資料：Stockholm Resilience Centre (2022) より環境省作成

1 世界における生物多様性に関する動向

昆明・モンリオール生物多様性枠組



Kunming-Montreal
GLOBAL BIODIVERSITY FRAMEWORK

- 2022年COP15(第15回生物多様性条約締約国会議)で決まった生物多様性に関する**新たな世界目標**。Global Biodiversity Framework (GBF)
- 2050年ビジョンは**愛知目標から引き継がれた「自然と共生する世界」**
- いわゆる**ネイチャーポジティブ**の実現が2030年ミッション

2050年ビジョン 自然と共生する世界

2050年ゴール

(ゴールA)
保全

(ゴールB)
持続可能な利用

(ゴールC)
遺伝資源へのアクセスと利益配分
(ABS)

(ゴールD)
実施手段の確保

2030年ミッション ⇒ いわゆるネイチャーポジティブ 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる

2030年ターゲット

(1) 生物多様性への脅威を減らす

- 1: 空間計画の設定と効果的な管理
- 2: 生態系の回復
- 3: **保護地域/OECM (30by30)**
- 4: 種・遺伝子の保全
- 5: 生物採取の適正化
- 6: 侵略的外来種対策
- 7: 汚染防止・削減
- 8: 気候変動対策

(2) 人々のニーズを満たす

- 9: 野生種の持続可能な利用
- 10: 農林漁業の持続的管理
- 11: 自然の調節機能の活用
- 12: 都市緑地親水空間の確保

13: 公正、衡平な遺伝資源の利益配分(ABS)

(3) ツールと解決策

- 14: 生物多様性の主流化
- 15: **ビジネスの影響評価・開示**
- 16: 持続可能な消費
- 17: バイオセーフティー
- 18: 有害補助金の特定・見直し
- 19: 資金の動員
- 20: 能力構築、技術移転
- 21: 知識へのアクセス強化
- 22: 女性、若者及び先住民の参画確保
- 23: ジェンダー平等の確保

2 国内の対応と生物多様性の状況 (生物多様性国家戦略2023-2030)

令和5年3月 閣議決定

1. 位置づけ

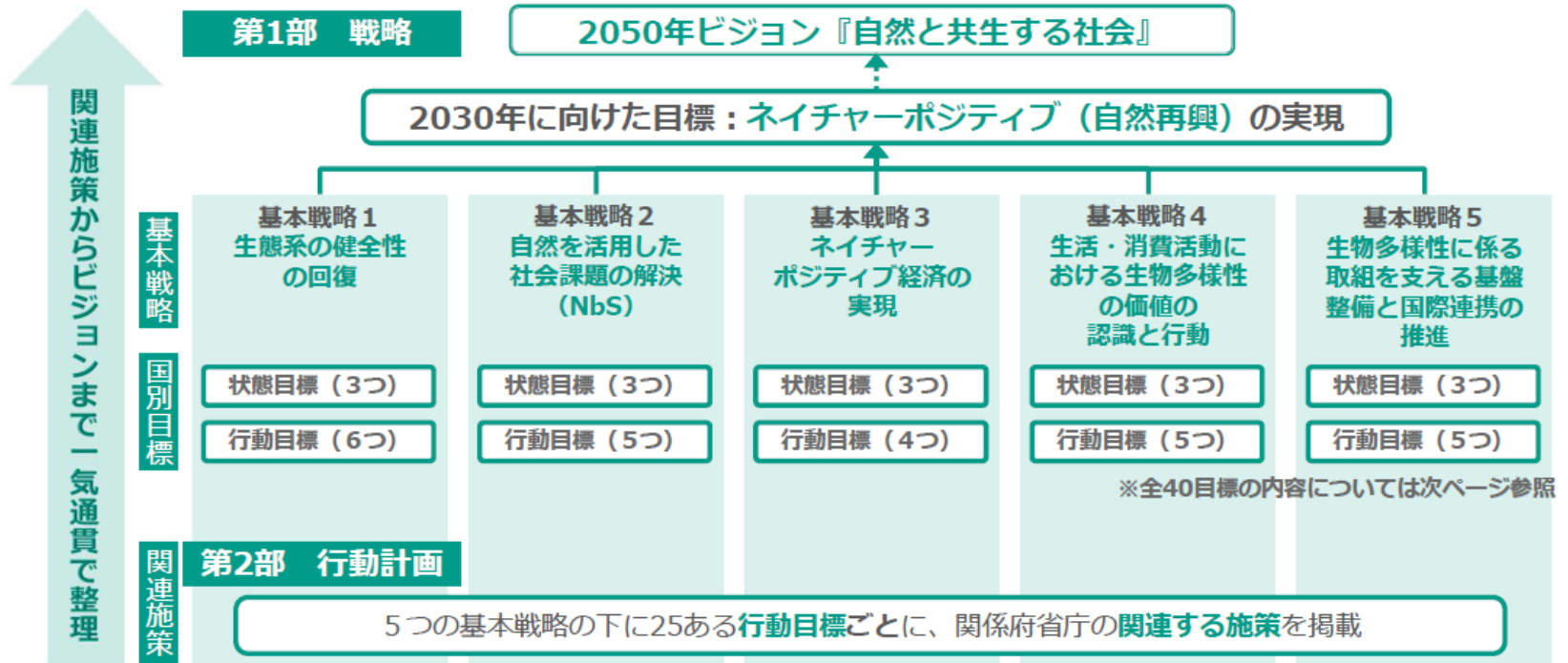
- ・新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- ・2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略

2. ポイント

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた社会の根本的変革を強調
- ・30by30目標の達成等の取組により健全な生態系を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・自然資本を守り活かす社会経済活動（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

3. 構成・指標

- ・第1部（戦略）では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに状態目標（あるべき姿）（全15個）と行動目標（なすべき行動）（全25個）を設定
- ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の関連する具体的施策（367施策）を整理
- ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための指標群を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）



2 国内の対応と生物多様性の状況 (生物多様性国家戦略2023-2030)



1 : 生態系の回復

<状態目標>

- ①全体として**生態系の規模が増加、質が向上**することで健全性が回復
- ②種レベルでの**絶滅リスクが低減**
- ③遺伝的多様性が維持

<行動目標>

- ①**陸域・海域の30%以上を保護地域及びOECMにより保全**、管理の有効性強化
- ②土地・海域の利用による生物多様性への負荷を軽減することで生態系劣化を防ぐ、**劣化した生態系の30%以上の再生**を進め、生態系ネットワーク形成に資する施策を実施
- ③**汚染の削減、侵略的外来生物による負の影響の防止・削減**に資する施策の実施
- ④**気候変動による生物多様性に対する負の影響を最小化**する
- ⑤**希少野生動植物の法令に基づく保護**、野生生物の**生息生育状況改善**の取り組み
- ⑥**遺伝的多様性の保全**を考慮した施策

3 : NP経済の実現

<状態目標>

- ①生物多様性保全に資する**ESG投資**が進み、適切に資源が配分
- ②事業による**負の影響低減、正の影響拡大**、**企業や金融機関の関連リスク低減**、**持続可能な生産形態確保のための行動**が着実に進んでいる
- ③**持続可能な農林水産業**が拡大

<行動目標>

- ①**企業による生物多様性への依存度・影響の定量的評価、現状分析、科学に基づく目標設定、情報開示を促す**とともに、金融機関・投資家による投融資を推進する基盤を整備し、**投融資の観点から生物多様性を保全・回復する活動を推進**
- ②生物多様性に貢献する技術・サービスに対する支援を進める
- ③遺伝資源に伴う利益の公正衡平な配分
- ④みどりの食料システム戦略に掲げる化学農薬使用量の低減や化学肥料使用量の低減、有機農業の推進などを含め、**持続可能な環境保全型の農林水産業**を拡大

4 : 一人一人の行動変容

<状態目標>

- ①教育や普及啓発により**生物多様性や人と自然のつながりを重要視する価値観**が形成
- ②**生物多様性に配慮した消費行動**
- ③**自然環境保全・再生活動への国民の積極的な参加**

<行動目標>

- ①学校等における生物多様性に関する**環境教育の推進**
- ②**日常的に自然とふれあう機会**を提供することで、自然の恩恵や自然と人との関わりなど様々な**知識の習得や関心の醸成**、人としての豊かな成長を図るとともに、**人と動物の適切な関係についての考え方の普及**
- ③国民に積極的かつ自主的な**行動変容を促す**
- ④食品ロス半減、その他の物質の廃棄の半減を含め、**生物多様性に配慮した消費行動を促す**ため、生物多様性に配慮した選択肢を周知普及し、選択機会を増やし、インセンティブを提示する
- ⑤伝統文化や地域知・伝統知も活用しつつ**地域における自然環境を保全再生する活動を促進**

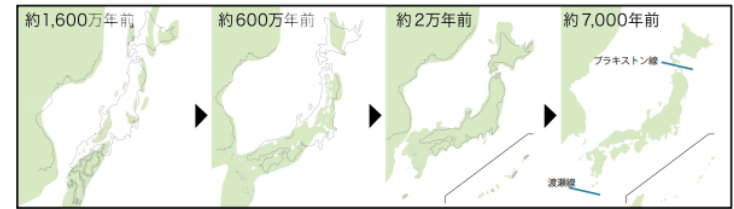
2 国内の対応と生物多様性の状況 (日本の生物多様性)

■ 日本の生物多様性の世界的評価

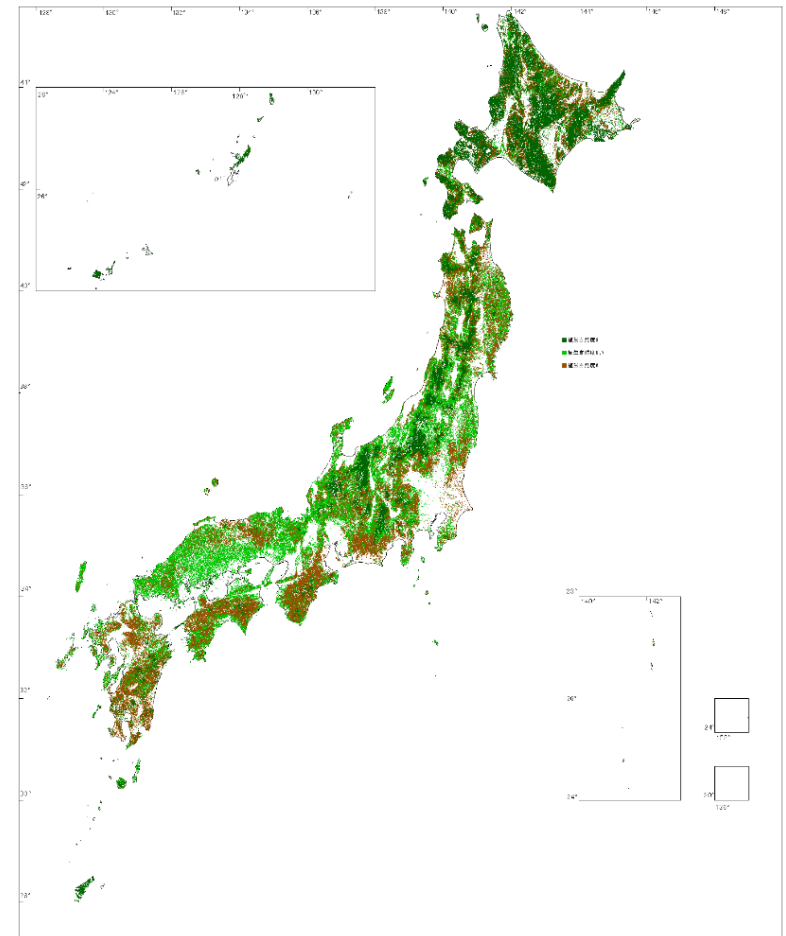
ちなみに、日本全体が、種の固有性や開発による潜在植生の消失度合などから“Biodiversity Hotspot”に選定されています。

※参考

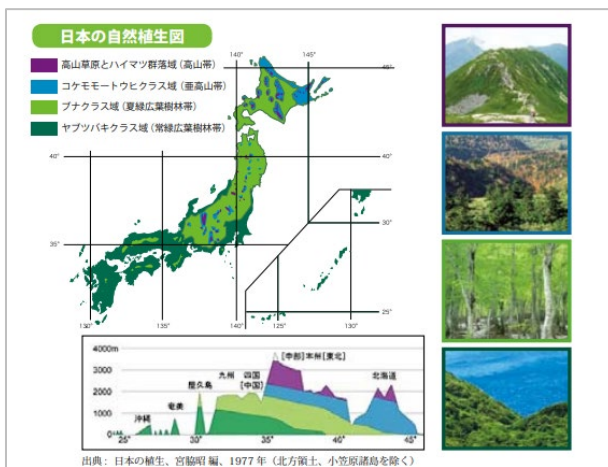
- 哺乳類・維管束植物の約4割、爬虫類の約6割、両生類の約8割が固有種
- 自然の森林・自然草原 = 国土の約19%



米倉伸之・貝塚典平・野上道男・鍋西清高編 (2001) 『日本の地形 1 総説』 東京大学出版会、297P を基に作図

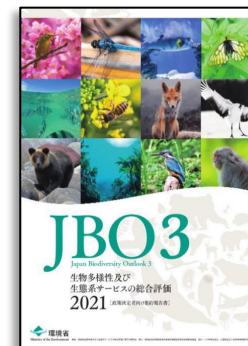


- 大陸との離合を繰り返した地史
- 南北に長い国土
- 大小様々で多数の島
- 複雑で長い海岸線
- 0~3000m級までの標高差



2 国内の対応と生物多様性の状況（日本の生物多様性）

■ 生物多様性及び生態系サービスの総合評価2021 (Japan Biodiversity Outlook 3)



- **生物多様性**は過去50年間**損失**し**続**けている
- **生態系サービス**は過去50年間**劣化**傾向
- 日本の**生物多様性の「4つの危機」**の影響は依然として大きく、**第4の危機の影響が顕在化**
- 生物多様性の損失速度は過去50年間で緩和されてきたものの、**損失を回復するには至っていない**

		直接要因												
		第1の危機		第2の危機			第3の危機				第4の危機			
		生態系の開発・改変	絶滅危惧種の減少要因（第1の危機）	里地里山の管理・利用の縮小	野生動物の直接的利用の減少	絶滅危惧種の減少要因（第2の危機）	外来種の侵入と定着	水域の富栄養化	化学物質による生物への影響	絶滅危惧種の減少要因（第3の危機）	地球環境の変化の状態	地球温暖化による生物への影響	絶滅危惧種の減少要因（第4の危機）	
長期的傾向	過去50年～20年の間	▲	▲	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	?
	過去20年～現在の間	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	?
影響力の大きさと現在の傾向		▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	▶	?

表：生物多様性の損失要因の指標と評価

評価対象	凡例			
評価期間における影響力の大きさ	弱い ○	中程度 ●	強い ●	非常に強い ●
影響力の長期的傾向及び現在の傾向	減少 ◀	横ばい ▶	増大 ▶	急速な増大 ▶

注：視覚記号による表記に当たり勘案される要素があることに注意が必要である。
注：評価の縦線表示は情報が十分ではないことを示す。

2 国内の対応と生物多様性の状況（日本の生物多様性）

生物多様性の「4つの危機」

■第1の危機：
開発など人間活動による危機



■第2の危機：
自然に対する働きかけの縮小による危機



■第3の危機：
人間により持ち込まれたものによる危機



■第4の危機：
地球環境の変化による危機

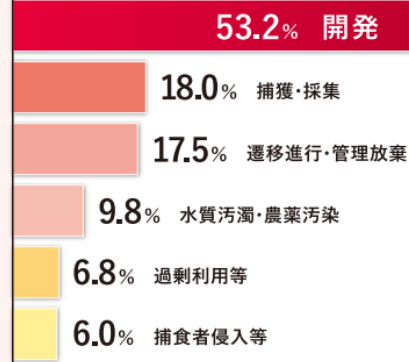


人間の活動や意思決定を含む**社会経済**のあり方
これらの背景にある**人間の価値観や行動**のあり方

絶滅危惧種の
代表的な減少要因

過去の開発が
もともと
大きな要因と
なっている。

※グラフのデータは「我が国の絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する点検とりまとめ報告書（環境省2012年）」より



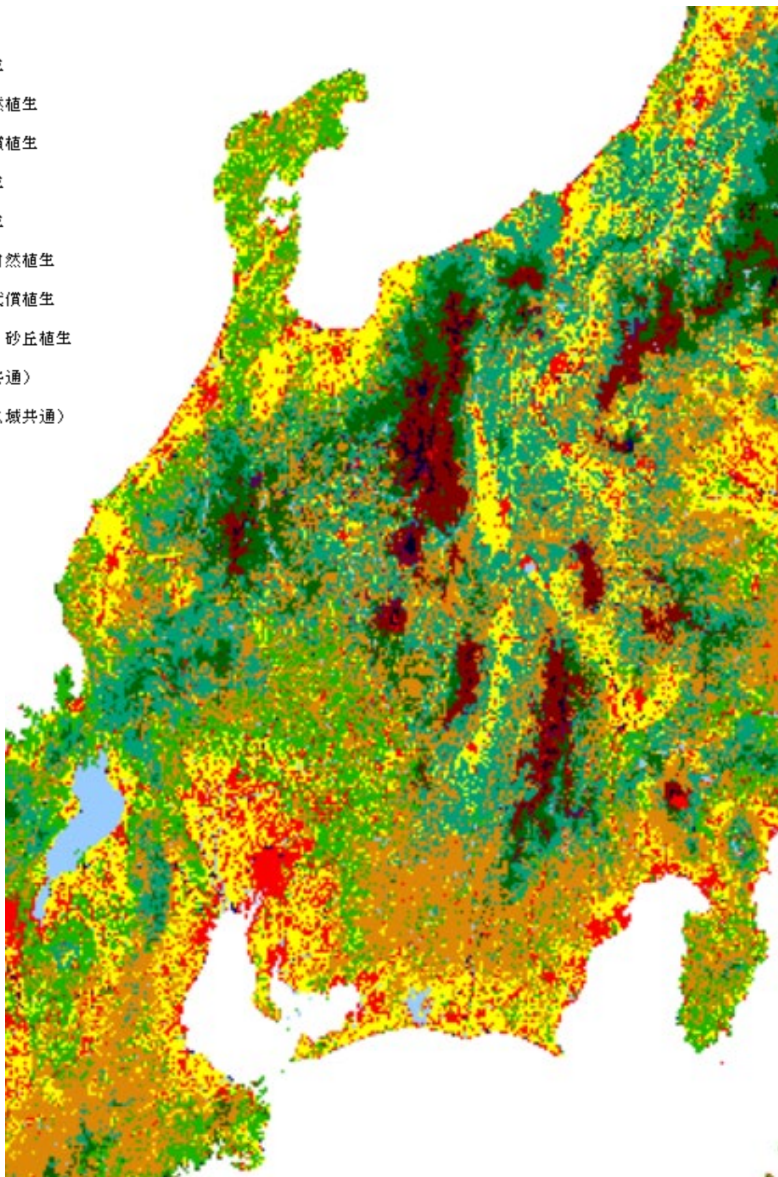
	RL評価対象種	絶滅危惧種					固有性
		種数		内訳			
		種数	%	I A/CR	I B/EN	II /VU	
哺乳類	160	34	21	12	13	9	約4割
鳥類	約700	98	約14	24	31	43	
爬虫類	100	37	37	5	9	23	約6割
両生類	91	47	52	5	20	22	約8割
汽水・淡水魚類	約400	169	約42	71	54	44	
昆虫類	約32,000	367		75	107	185	
維管束植物	約7,000	1790	約25	529	520	741	約4割

※RL評価対象種と絶滅危惧種数は、環境省レッドリスト2020から引用、維管束植物については第5次RL（植物・菌類）から引用して作成。

2 国内の対応と生物多様性の状況（日本の生物多様性）

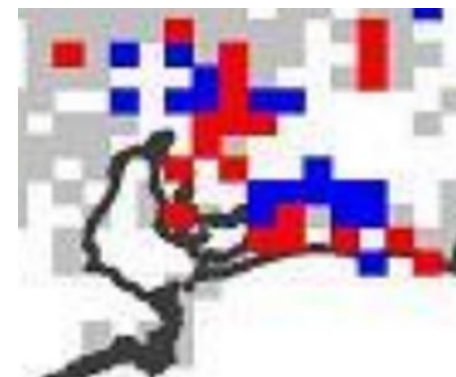
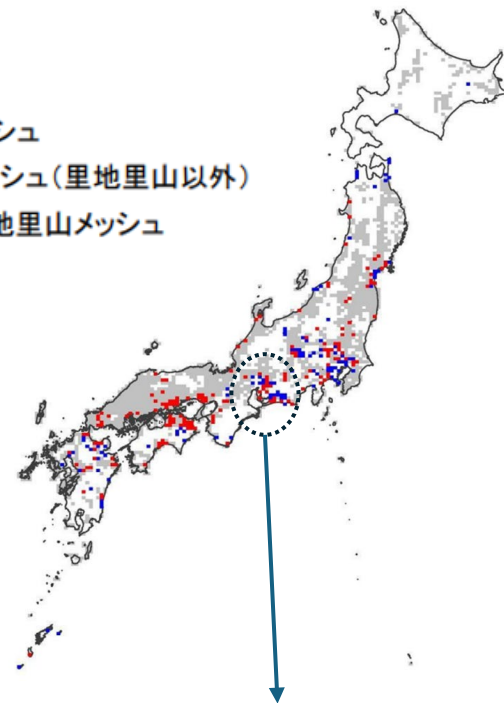
中部地方の植生自然度

- 1 寒帯・高山帯自然植生
- 2 亜寒帯・亜高山帯自然植生
- 3 亜寒帯・亜高山帯代償植生
- 4 ブナクラス域自然植生
- 5 ブナクラス域代償植生
- 6 ヤブツバキクラス域自然植生
- 7 ヤブツバキクラス域代償植生
- 8 河辺・湿原・塩沼地・砂丘植生
- 9 植林地（各クラス域共通）
- 10 耕作地植生（各クラス域共通）
- 11 その他
- 12 開放水域



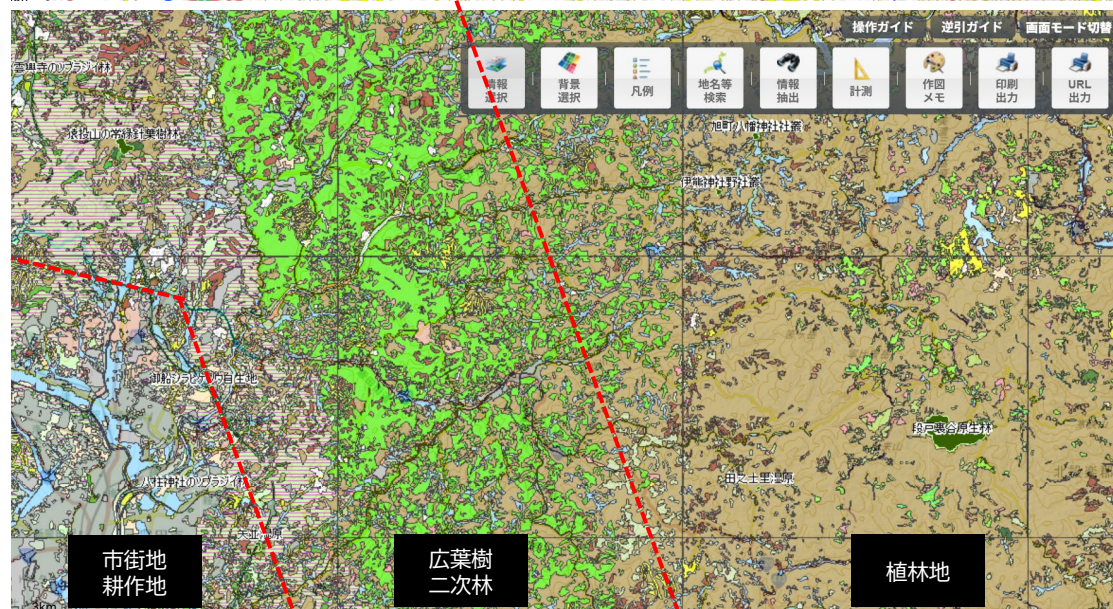
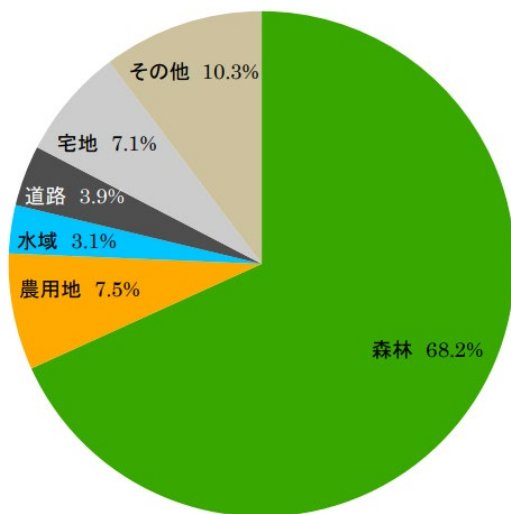
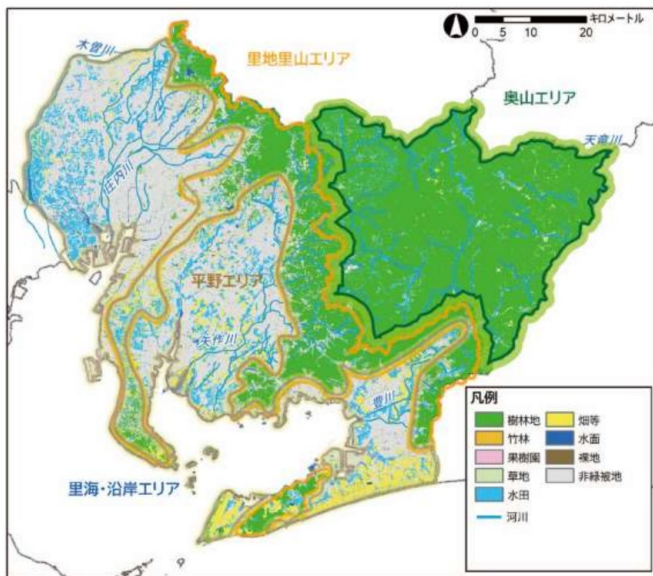
里地里山と希少種分布

- 里地里山メッシュ
- RDB集中メッシュ(里地里山以外)
- RDB集中里地里山メッシュ



2 国内の対応と生物多様性の状況（日本の生物多様性）

愛知県・豊田市の自然



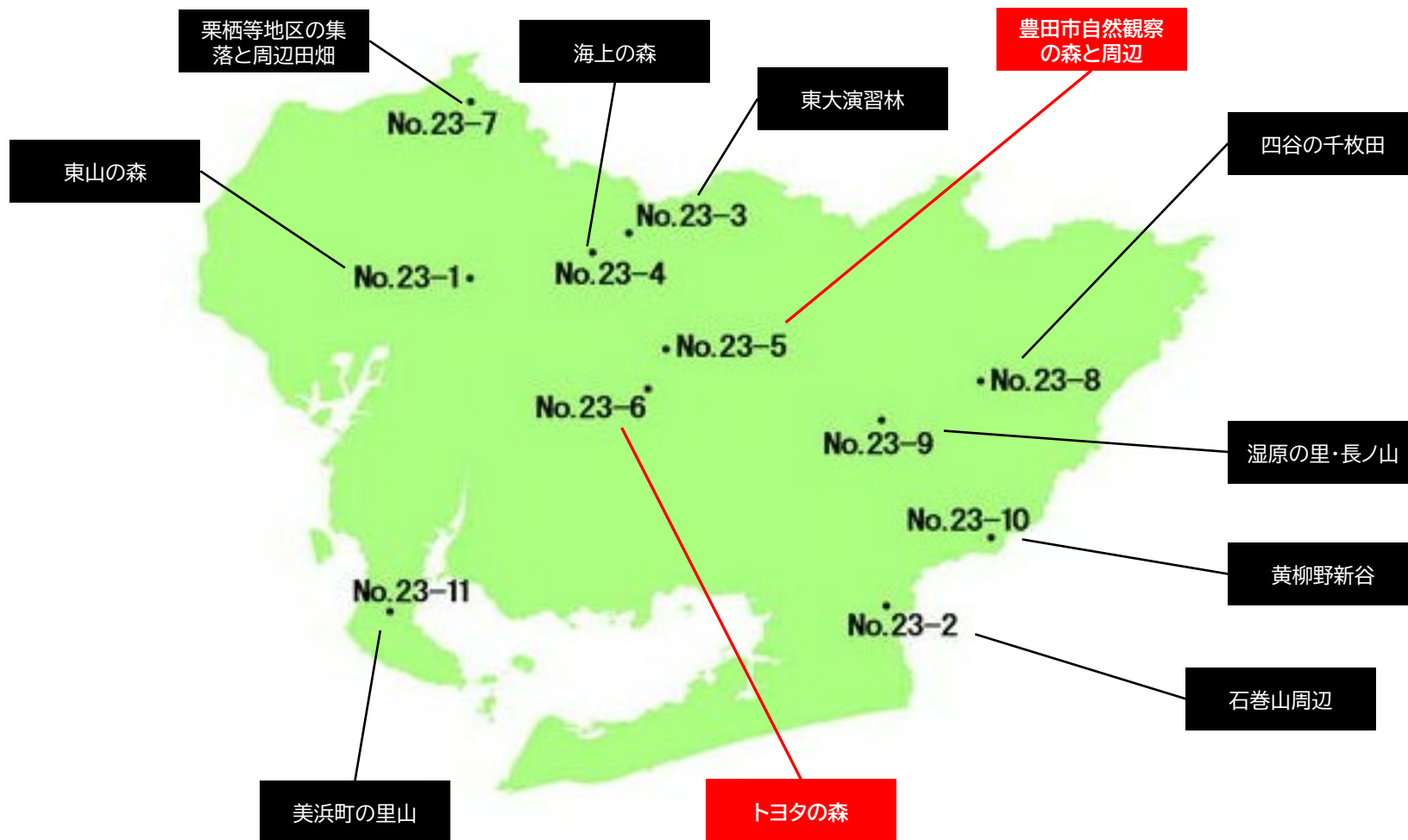
2 国内の対応と生物多様性の状況（日本の生物多様性）



愛知県・豊田市の自然



生物多様性保全上重要な里地里山



2 国内の対応と生物多様性の状況（日本の生物多様性）

愛知県・豊田市の自然



「東海丘陵要素」とは？

東海地方の丘陵地や台地の低湿地とその周辺に固有（世界でこの地域にのみ生育）、あるいは日本での分布の中心がある植物の総称です。15種類の植物が東海丘陵要素と呼ばれています。

シデコブシ、マメナシ、ヘビノボラス、
ミスナラ近似種（通称：モンゴリナラ）、ヒトツバタゴ、
クロミノニシゴリ、ナガボナツハゼ、ハナノキ、
ナガバノイシモチソウ、トウカイコムウセンゴケ、
ヒメミカキグサ、ミカワシオガマ、ミカワバイケイソウ、
シラタマホシクサ、ウンヌケ



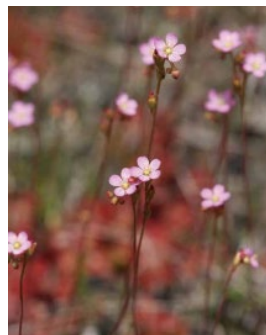
シデコブシ



マメナシ
(写真提供：東山動植物園)

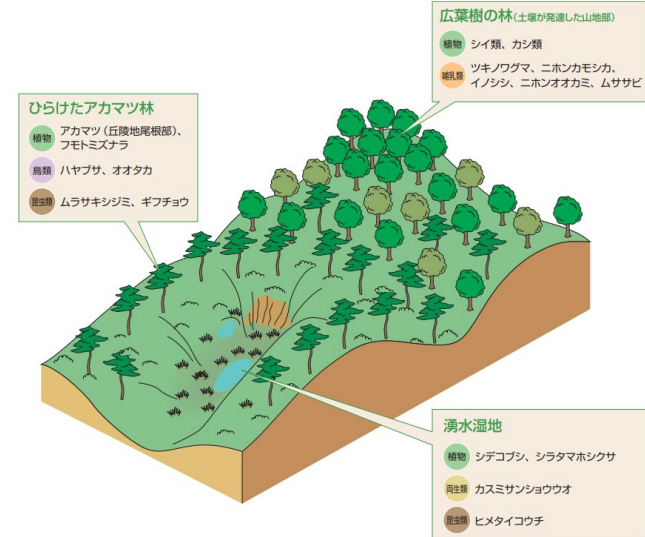


シラタマホシクサ



2 国内の対応と生物多様性の状況（日本の生物多様性）

愛知県・豊田市の自然



東海丘陵要素と地層

一般的に、植物群 (植生) は、気温や降水量など「気候」を要因として存在していますが、東海丘陵要素の植物は、数百万年に渡って「粘土層」と「砂礫層」が堆積していることが深く関わっています。



3 国内での取り組み（ネイチャーポジティブ経済移行）

ネイチャーポジティブ経済移行戦略

令和6年3月 環境省、農林水産省、経済産業省、国土交通省

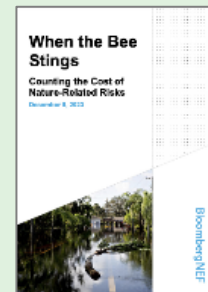
ネイチャーポジティブ経済への移行の必要性 ～社会経済途絶リスクからの脱却～

経済活動の自然資本への依存とその損失は、**社会経済の持続可能性上の明確なリスク**

例) 不適切な水資源利用や化学物質の放出等の結果、株価の下落等の財務的損失を被った事例
出所: When the Bee Stings (BloombergNEF2023)

社会経済活動を持続可能とするため、**ネイチャーポジティブ経営への移行が必要**

= 自然資本の保全の概念をマテリアリティとして位置づけた経営



本戦略の狙い ～単なるコストアップではなくオポチュニティでもあることを示す～

① 企業の価値創造プロセスとビジネス機会の具体例

- TNFD等の情報開示を通じた企業価値向上
脱炭素や資源循環、自然資本の活用等、様々な切り口から機会創出。
- **ビジネス機会の具体例と市場規模** (環境省推計)

(ビジネス機会の具体例)
配合餌への転換や効率的な給餌等の環境配慮型養殖技術
(市場規模: 年約864億円)
ほか、10ほどの事例を、できる限り提供的な市場規模とともに掲載



② 企業が押えるべき要素

まずは足元の
負荷の低減を

損失のスピー
ドダウンの取
組にも価値

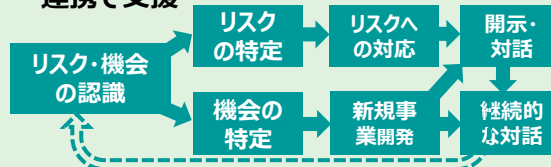
消費者ニーズ
の創出・充足

総体的な負
荷削減に向け
た一歩ずつの
取組も奨励

地域価値の
向上にも貢献

③ 国の施策によるバックアップ

- 価値創造プロセスの各ステップを関係省庁連携で支援



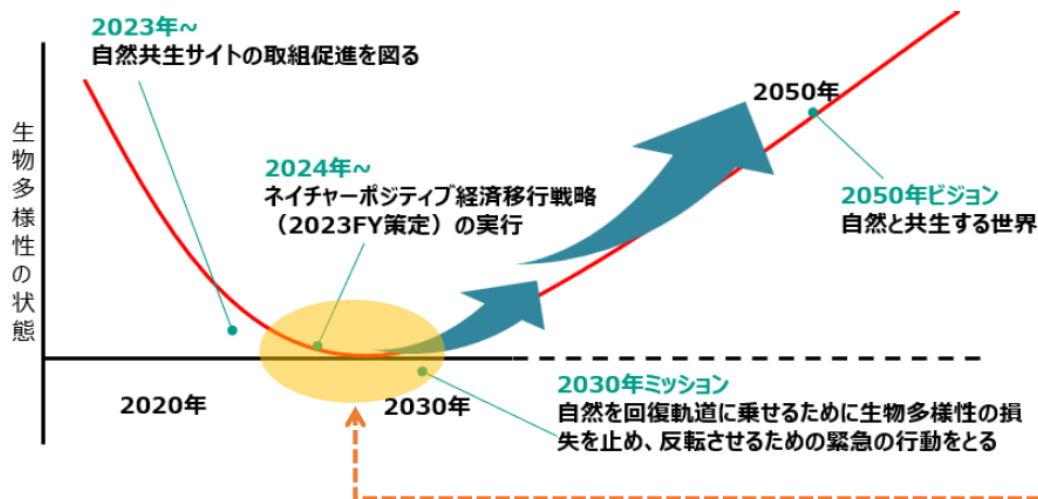
- プロセスを支える基盤

自然関連の国際データネットワーク、国際ルール形成、データ基盤整備、地方創生や地域課題解決への活用、データ活用ビジネスの推進、産官学民プラットフォーム

3 国内での取り組み（ネイチャーポジティブ経済移行）

ネイチャーポジティブ経済移行戦略ロードマップ（2025-2030）

- 「2050年自然共生社会」「2030年NPEへの移行」の実現に向け、「いつまでに、何をすべきか」の全体像を具体化することを目的に、**NPE移行戦略ロードマップ（2025-2030年）**を策定。
- 国の施策に加え、ステークホルダーの連帯した力の発揮等がNPEの実現に必要となるため、本ロードマップでは、**国の施策を主軸としつつ、企業・金融機関を含むステークホルダーに期待するアクションを整理**。
- これにより、**ステークホルダーの主体的な取組の深化や、関係省庁の施策との相乗効果を発揮し、連帯した取組を促進することで2030年以降のNPな取組効果の発現を目指す**。



2030年「ネイチャーポジティブ」を実現した世界観と生態系タイプ



**2030年以降のNPな取組効果の発現を目指すべく、
国の施策を主軸としつつ、ステークホルダーに期待するアクションを整理**

3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

2030年までに陸と海の30%以上を保全する新たな世界目標



30by30が重要と指摘する国内外の研究報告 健全な生態系の回復、豊かな恵みを取り戻す

- 世界の陸生哺乳類種の多くを守るために、既存の保護地域を総面積の33.8%まで拡大が必要
- 日本の保護地域を30%まで効果的に拡大すると生物の絶滅リスクが3割減少する見込み など

日本は、現状、**陸域の21.0%、海域の13.3%をカバー**
(2025年8月4日環境省報道発表資料)

<30by30目標達成のための主要施策>

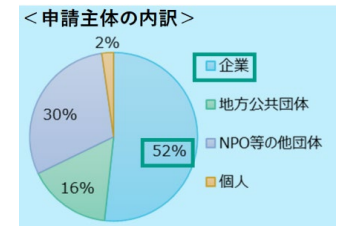
- 国立公園等の**保護地域の拡張と管理の質の向上**
- **保護地域以外で生物多様性保全に資する地域（OECM）の設定・管理**

30by30達成の様々な効果

- 気候変動：緩和、適応に貢献
- 災害に強く恵み豊かな自然：
国土の安全保障の基盤
- 花粉媒介者：国内で年3300億円の実り
- 森林からの栄養塩等：
河川を通して海の生産性を向上
- 観光や交流人口の増加などの地域づくり

3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

- 環境省では、**民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域を「自然共生サイト」として認定**する仕組みを開始し、令和7年3月末時点で**328か所を認定**。
- **ネイチャーポジティブに向けた民間等の活動をさらに促進**するため、「**地域生物多様性増進法**」が**令和7年4月1日に施行**。自然共生サイト相当の**生物多様性が豊かな場所を維持**する活動に加え、管理放棄地等において**生物多様性を回復・創出する活動**も認定の対象になり、自然共生サイトは、「**維持**」「**回復**」「**創出**」の**3タイプ**に。
また、「**区域**」を認定するのではなく「**活動増進計画**」を認定する仕組みに。
- 令和7年12月までに**485か所（10.5万ha）**を認定。
- 申請主体の内訳は、**企業52%、NPO等団体30%、地公体16%、個人2%**



<自然共生サイトの経緯>

- 2020年12月 検討開始
- 2022年4月 30by30ロードマップ公表
- 12月 昆明・モンリオール生物多様性枠組（30by30目標含む）の採択
- 2023年4月 自然共生サイト制度の開始
- 10月 自然共生サイトの初認定
- 2024年4月 地域生物多様性増進法成立
- 2025年4月 地域生物多様性増進法施行
- 9月 法に基づく初の認定
- 12月 法に基づく第2回認定

<「自然共生サイト」の例>



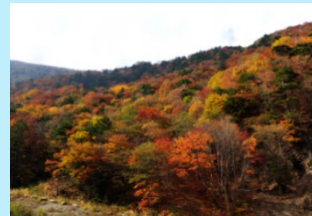
盛岡セイコー工業 わくわくの森・コウノトリ育む祥雲寺水田とわくわくトープ（岩手県）



三井住友海上駿河台緑地（東京都）



三井住友海上駿河台緑地（東京都）



日本製紙 鳳凰社有林（山梨県）



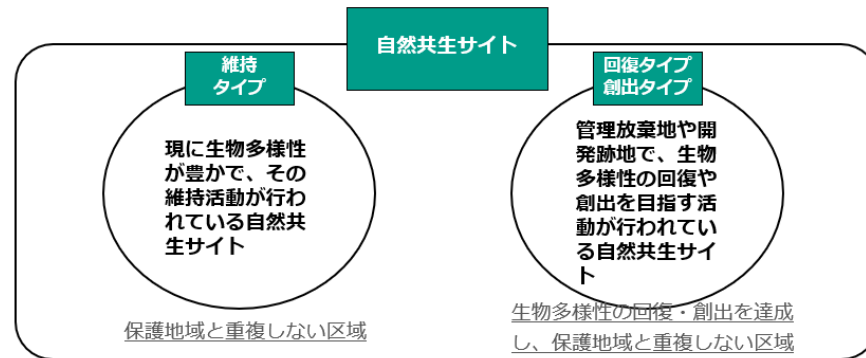
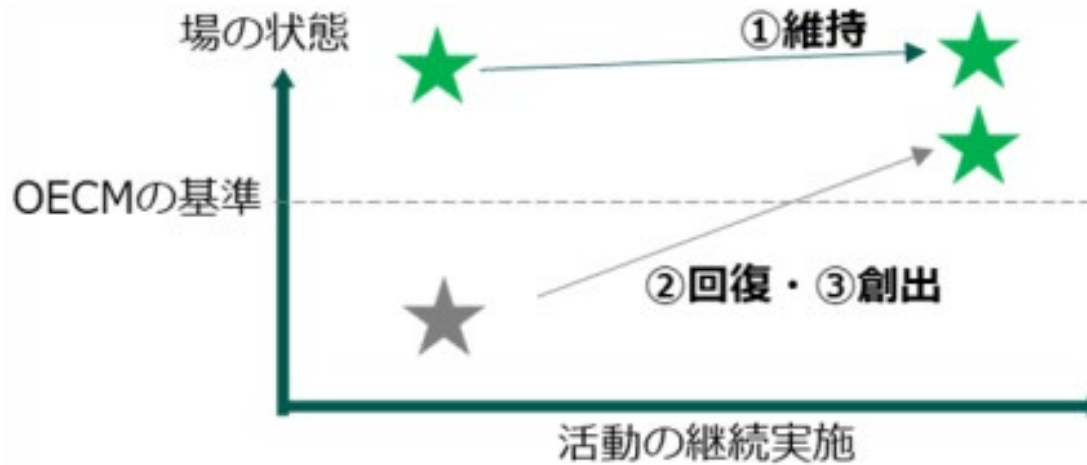
つくばこどもの森保育園（茨城県）



山川の海のゆりかご（鹿児島県）

3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

■ 3タイプの「自然共生サイト」、OECM/30by30目標との関係は？



OECM として国際データベースに登録

3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

中部地方環境事務所管内の自然共生サイト認定状況

■ 県ごと・年度ごとの認定状況（黒字：R7.10時点、赤字：R7.12.16時点）

都道府県	認定時期			計	うち 法認定	認定数R7.10 → R7.12	
	R5	R6	R7			認定数	うち民間企業等
中部地方 環境事務所 担当	石川県	1	0	2	3	2	3
	福井県	0	1	0	1	0	1
	岐阜県	5	1	4 ← 3	10 ← 9	6 ← 5	6
	愛知県	16	5	5 ← 3	26 ← 24	14 ← 10	18
	三重県	5	2	2 ← 1	9 ← 8	4 ← 3	8
信越自然 環境事務所 担当	富山県	2	0	1	3	1	3
	長野県	6	5	9 ← 8	20 ← 19	12 ← 10	16
				72 ← 67		31	55

■ 県ごと・年度ごとの認定サイト面積（R7.10時点）

都道府県	認定時期面積推移(ha)			計(ha)	
	R5認定	R6認定	R7認定		
中部地方 環境事務所 担当	石川県	1.70		13.93	15.63
	福井県		0.10		0.10
	岐阜県	75.00	28.00	2,299.95	2,402.95
	愛知県	1,487.52	91.70	512.36	2,091.58
	三重県	1701.50	4.10	1.29	1,706.89
信越自然 環境事務所 担当	富山県	6.34		0.70	7.04
	長野県	1,014.07	142.76	487.42	1,644.25
	4,286.13	266.66	3,315.65	7,868.44	

■ サイト環境の傾向

> 森林・湿地、造成緑地・ビオトープ等が多い

> 農地、林業地、海岸、海域が少ない
(三重県に海岸1)

3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

豊田市の自然共生サイト認定状況



3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

生物多様性保全推進支援事業（交付金）

【令和8年度 要求額173百万円（174百万円）】



2030年ネイチャーポジティブ達成に向けて、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組を支援します

1. 事業目的

- ① 「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」で盛り込まれたネイチャーポジティブや30by30等の新たな世界目標の確実な達成と各地域での世界目標達成の具体的な指針となる生物多様性地域戦略で設定された目標達成が必要である。
- ② 地域における生物多様性の保全・再生に資する活動を支援し、国土全体の生物多様性の保全・再生を推進する。また各地域の取組を支援だけでなく、自立化を促進する。

2. 事業内容

- ・「地域生物多様性増進法（令和7年施行）」「生物多様性国家戦略2023-2030（令和5年間議決定）」において、地方公共団体や事業者、民間団体、地域住民等の多様な主体の連携・協働による活動の促進が必要とされている。
- ・関係法令に基づく保護地域や指定種に係る取組、法定計画の策定とそれに基づく取組等、国としても促進すべき下記事業を地域が行う場合に支援する。

- ① 生物多様性増進活動の基盤整備（交付率1/2、原則2年）
- ② 生物多様性増進活動の実施強化（定額:上限150万円等、原則2年）
- ③ 重要地域の保全・再生（交付率1/2、原則2年）
- ④ 動植物園等による生息域外保全（定額:上限200万円、原則3年）
- ⑤ 国内希少種の生息環境改善（定額:上限150万円等、原則3年）
- ⑥ 重要里地里山等における社会経済的課題と環境的課題を統合的に解決しようとする活動（交付率1/2、原則2年）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接交付事業（交付率1/2、定額）
- 交付対象 非営利団体、地方公共団体、民間事業者 等
- 実施期間 平成20年度～

4. 活用事例

事例1 出雲・雲南地域広域連携生態系ネットワーク推進事業（R1～R3）（島根県出雲市・雲南市）
コウノトリやトキと共に生きる持続可能な地域の実現に向けて、出雲・雲南地域生物多様性連携保全活動計画を作成し、環境づくりや普及啓発活動等を実施。

事例2 フサゲルカミササギの住み続ける草原の生息環境保全（H30～R2）（岡山県真庭市）
日本固有種で生息地が極めて限られる草原性の希少昆虫「フサゲルカミササギ」の生息環境維持・改善（火入れ等）。



事例3 三井楽ふるさと景観の椿林・円畑・スケアン再生で地産品ブランド化事業（R3～R5）（長崎県五島市）

放棄された円畑（まるはた）、椿林等を再生し、生物多様性の復元と併せて円畑で栽培したサツマイモをカンコロ餅及び周辺椿林からの椿油を「五島の円畑」としてブランド化。

生物多様性保全推進支援事業（交付金）事業メニュー

概要 地域における生物多様性の保全再生に資する活動等（ソフト事業）に対し、必要な経費の一部を交付。

事業メニュー	交付対象となる事業内容	交付対象事業者	交付率・交付額	事業期間
(1) 生物多様性増進活動基盤整備	① 増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の作成等の取組 ② 地域生物多様性増進活動支援センターの設置又は運営に係る体制構築並びに同センターが実施する取組	① 地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等 ② 支援センターの設置者/管理者又は設置を予定している地方公共団体	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(2) 生物多様性増進活動実施強化	増進活動実施計画及び連携増進活動実施計画の計画区域又は自然共生サイトにおける管理手法の改善や生物調査等の活動内容の向上のための取組	地域生物多様性増進法に基づく増進活動実施計画又は連携増進活動実施計画の活動主体及びこれに類する者	定額 1件あたり150万円まで ※ 生物多様性維持協定を締結している場合は上限250万円	原則2年以内
(3) 重要生物多様性保護地域等保全再生	国立公園、国定公園、自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区、ラムサール条約湿地、世界自然遺産、ユネスコBR、自然再生事業実施計画区域内における生息環境の保全再生（令和6年度までに採択された継続事業のうち、自然共生サイト内における事業を含む）	地域生物多様性協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内	原則2年以内 (最長3年)
(4) 国内希少野生動植物種生息域外保全	国内希少野生動植物種を対象とした、種の保存に資する飼育・繁殖・野生復帰の取組	動物園、植物園、水族館、昆虫館又はこれらに類する施設の、法人格を有する設置者・管理者	定額 1種あたり200万円まで	原則3年以内
(5) 国内希少野生動植物種生息域内保全	国内希少野生動植物種を対象とした生息環境改善のほか、これに付随する分布状況調査・保全計画策定等の取組	地方公共団体、NPO法人、法人格を有する民間団体(企業や大学等含む)、法人格を有しない団体で自然環境局長が特に必要と認める者等	定額 1件につき150万円まで ※ 保全計画策定を含む場合は初年度に限り上限250万円	原則3年以内
(6) 里山未来拠点形成支援	重要里地里山、都道府県立自然公園、都道府県指定鳥獣保護区、自然共生サイト、生物多様性増進活動計画区域等の生物多様性保全上重要な地域における環境的課題と社会経済的課題を統合的に解決しようとする活動	里山未来拠点協議会（地方公共団体等とその他の主体で構成）	事業費の1/2以内 ※ 令和6年度までに採択された継続事業のうち、他のモデルケースになるものに限り3/4以内	原則2年以内 (最長3年)

※ 詳細な事業概要、交付要綱、実施要領、Q&A、採択実績等は下記のウェブサイトからご覧いただけます。

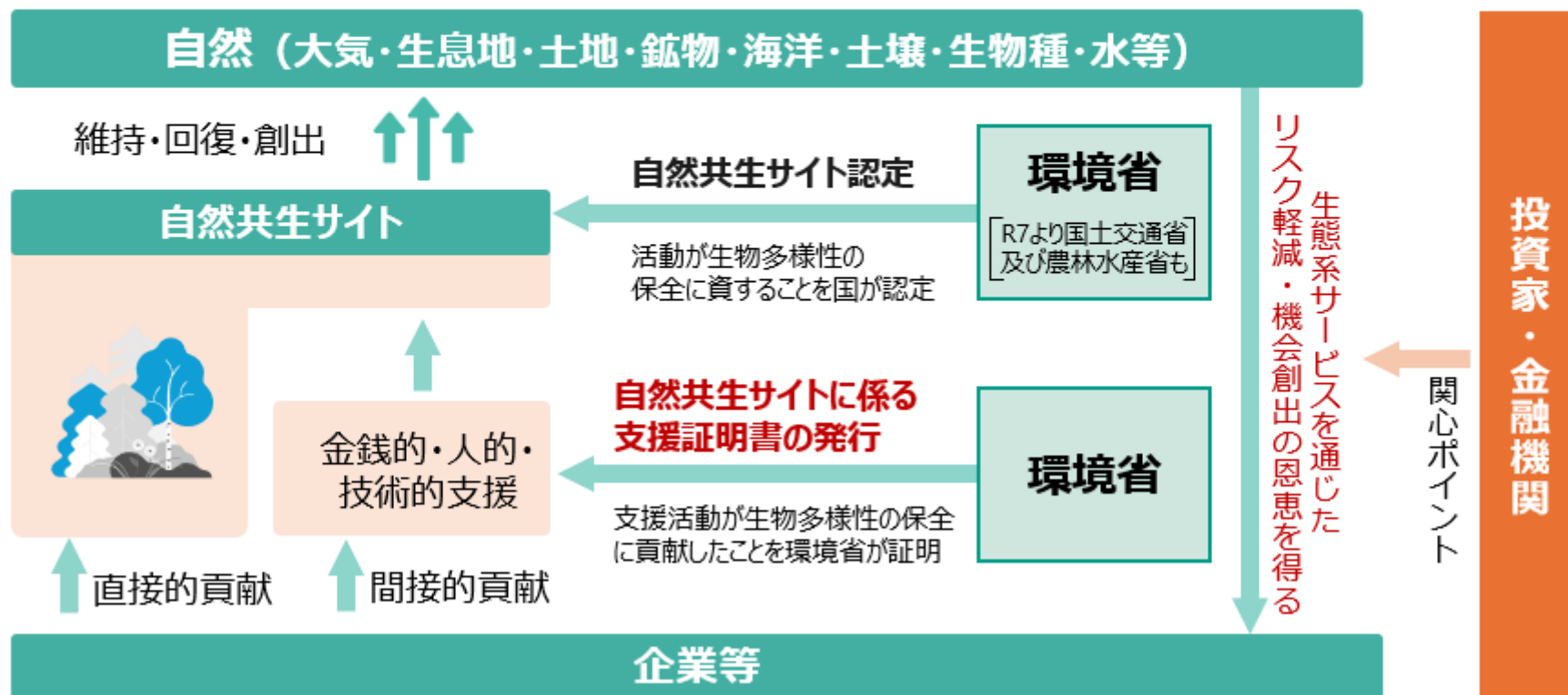
<https://www.env.go.jp/nature/biodic/hozen/index.html>

3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

支援証明書

- 自らが土地を有しない場合においても、自然共生サイトの質の維持・向上のために必要な支援をした方（企業等）に対して、環境省が「支援証明書」を発行する。
- TNFD※等の情報開示への活用も念頭に制度設計を行い、令和7年8月から本格運用を開始。

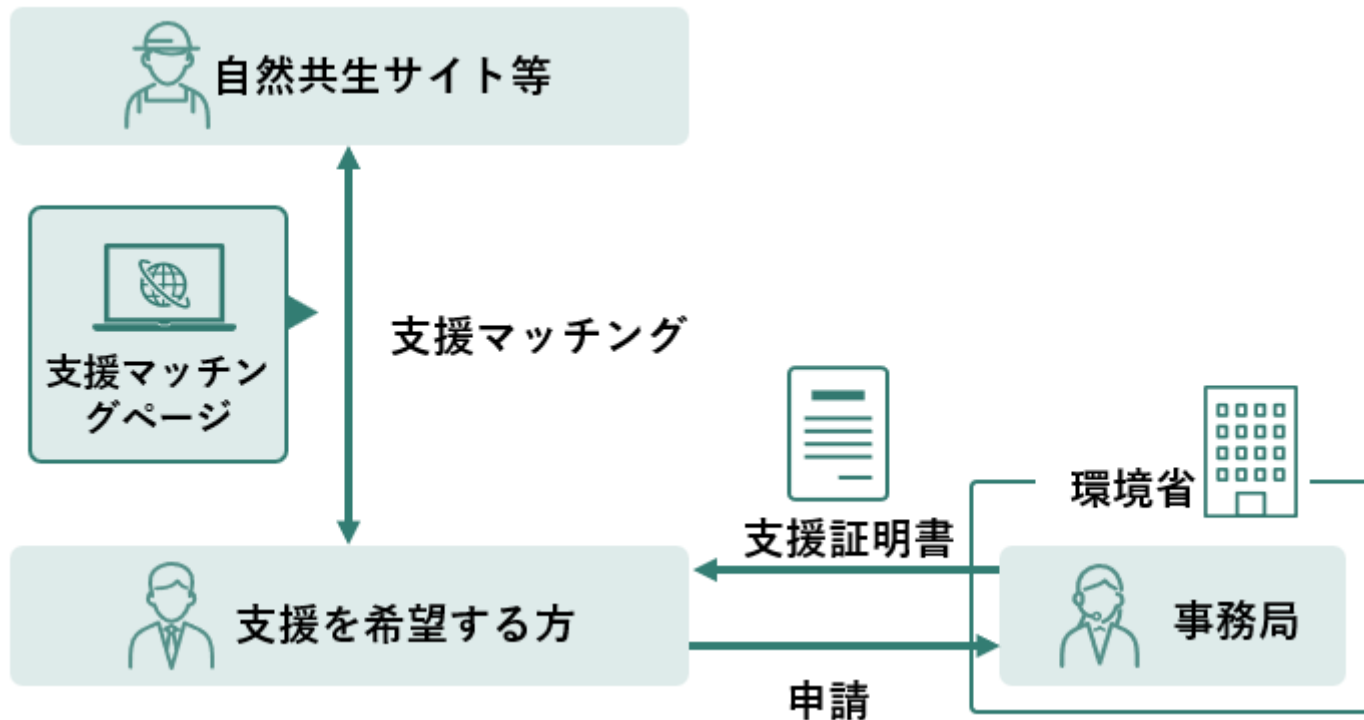
※TNFD：自然関連財務情報開示タスクフォース



3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

支援証明書

- 「自然共生サイト」の認定促進や認定後の管理の継続・質の向上等のためには、保全活動を実施する主体への経済的・人的支援等が重要。
- 環境省では、支援を必要とする「自然共生サイト」等と、それらの活動への支援を希望する方（企業等）との支援マッチング促進を行っている。



3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

1. 自然共生サイト認定の効用（期待される効果）

- 自然共生サイト（認定しようとしているサイト含む）へのかかわり方

① 自らの土地で、自らが保全活動を実施

② 自らの土地で、他者が保全活動することを認める

※ 他者保全活動への土地使用承認は良いことですが、使用承認していることをもってサイト認定や自然証明書発行は受けられないので要注意

③ 自らの土地で、他者が保全活動することを認め、自らもその活動に参加

④ 他者の土地で、自らが保全活動を実施

⑤ 他者の土地で、他者が行う保全活動に参加

⑥ 自然共生サイトで、他者が行う保全活動を支援（人・モノ・金）

※ 支援証明書

3 国内での取り組み（30by30目標と自然共生サイト）

2. 自然共生サイト認定の効用（期待される効果）

- 自然共生サイト認定の効用・期待される効果

社内理解 →社内認知、上層部理解、従業員エンゲージメント

ESG/サステナビリティ経営 →ESG評価、Stbl.Report等への活用

事業リスク管理 →自然資本損失によるリスクの回避/低減

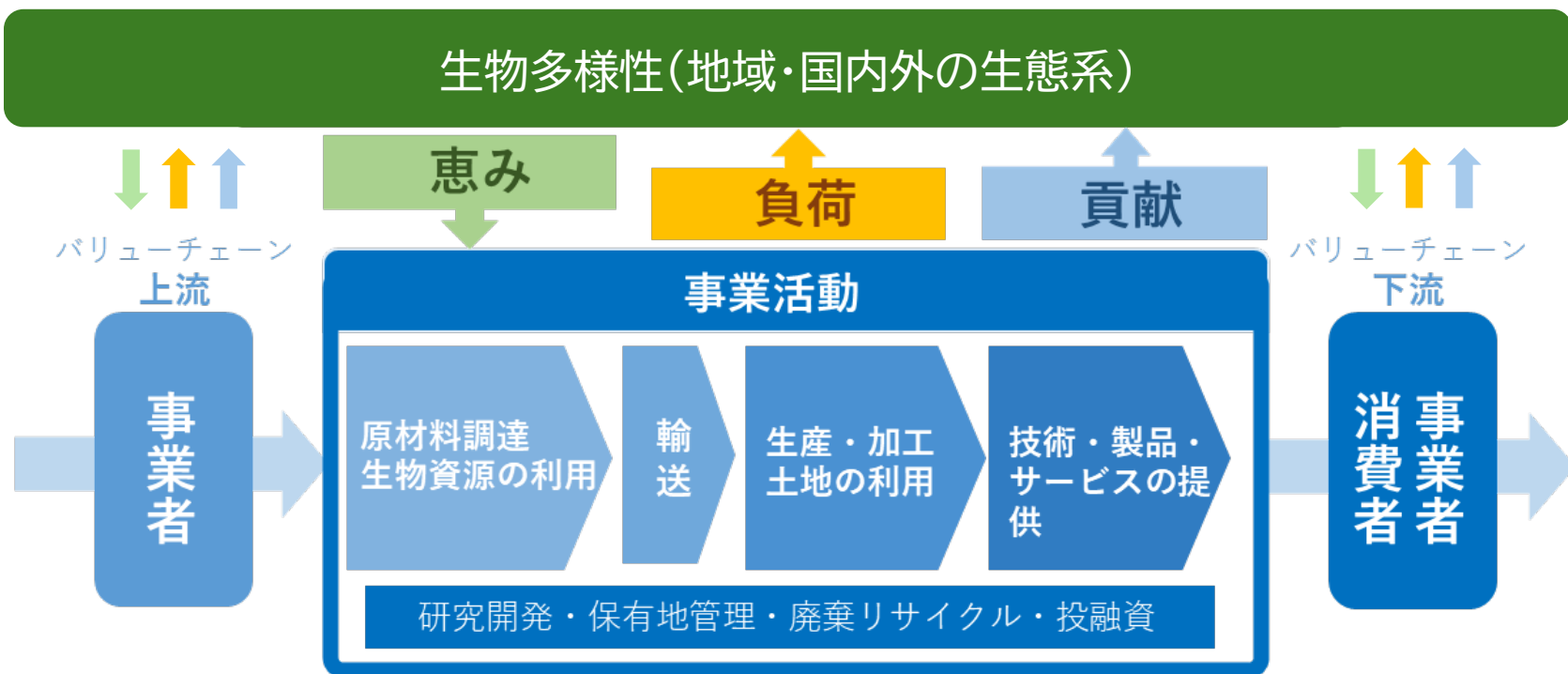
認知度/ブランド価値 →採用活動、消費者行動

地域貢献 →地域活動の継続/強化、まちづくりへの貢献、地域との関係
地域の価値/魅力の維持/向上/創出、地域福祉の向上
地域の自然資本（生物多様性）の保全/損失防止抑制

世界貢献 →30by30目標への貢献（OECDの場合）
自然資本（生物多様性）の保全/損失防止抑制

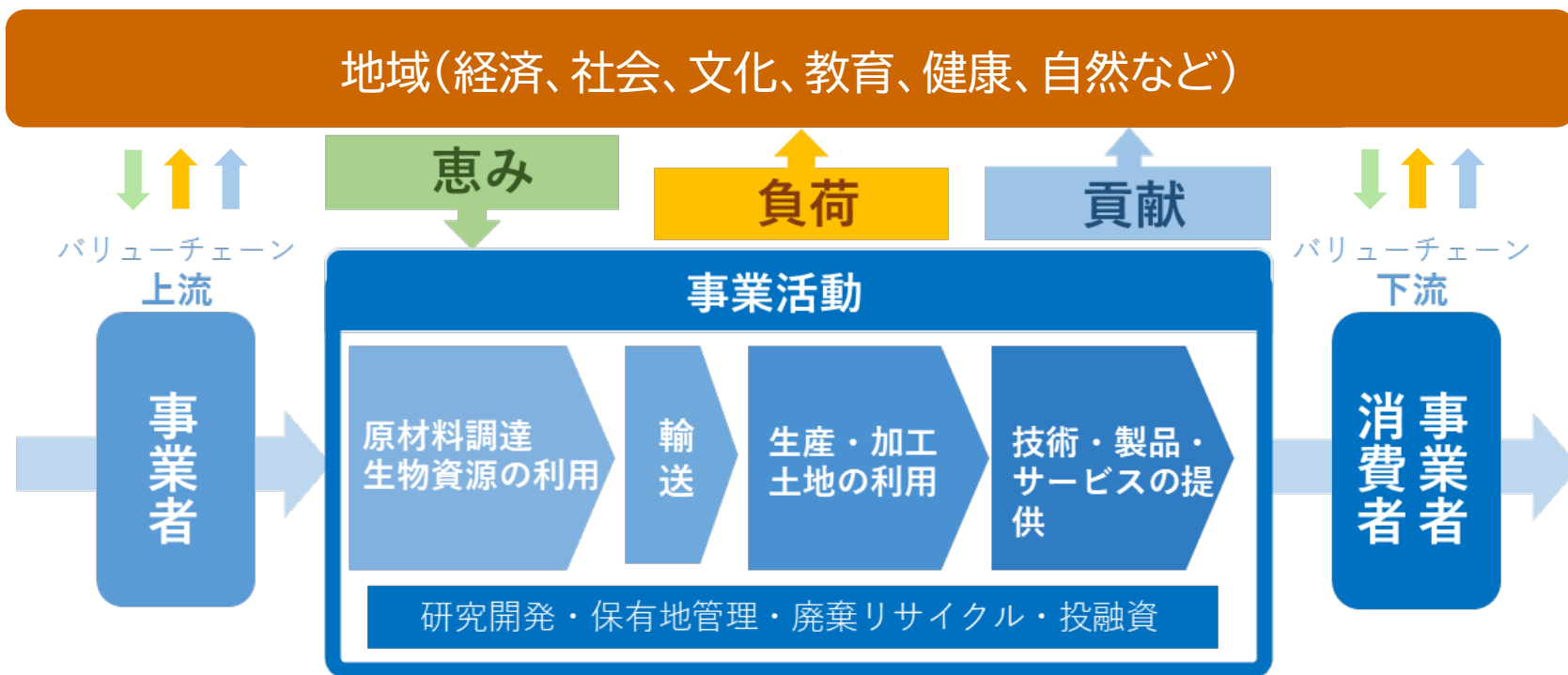
事業活動は生物多様性の安定無しには成り立たない

- 事業活動は国内外の「自然の恵み」に依存（直接的な原材料調達のみならず、生産・加工、商品・サービスの提供、輸送など）。
- その分、生物多様性に大きな影響も与えている。
- 他方、技術開発や製品・サービス等による市場の変革、生物多様性保全への貢献も可能。



地域と企業の関係

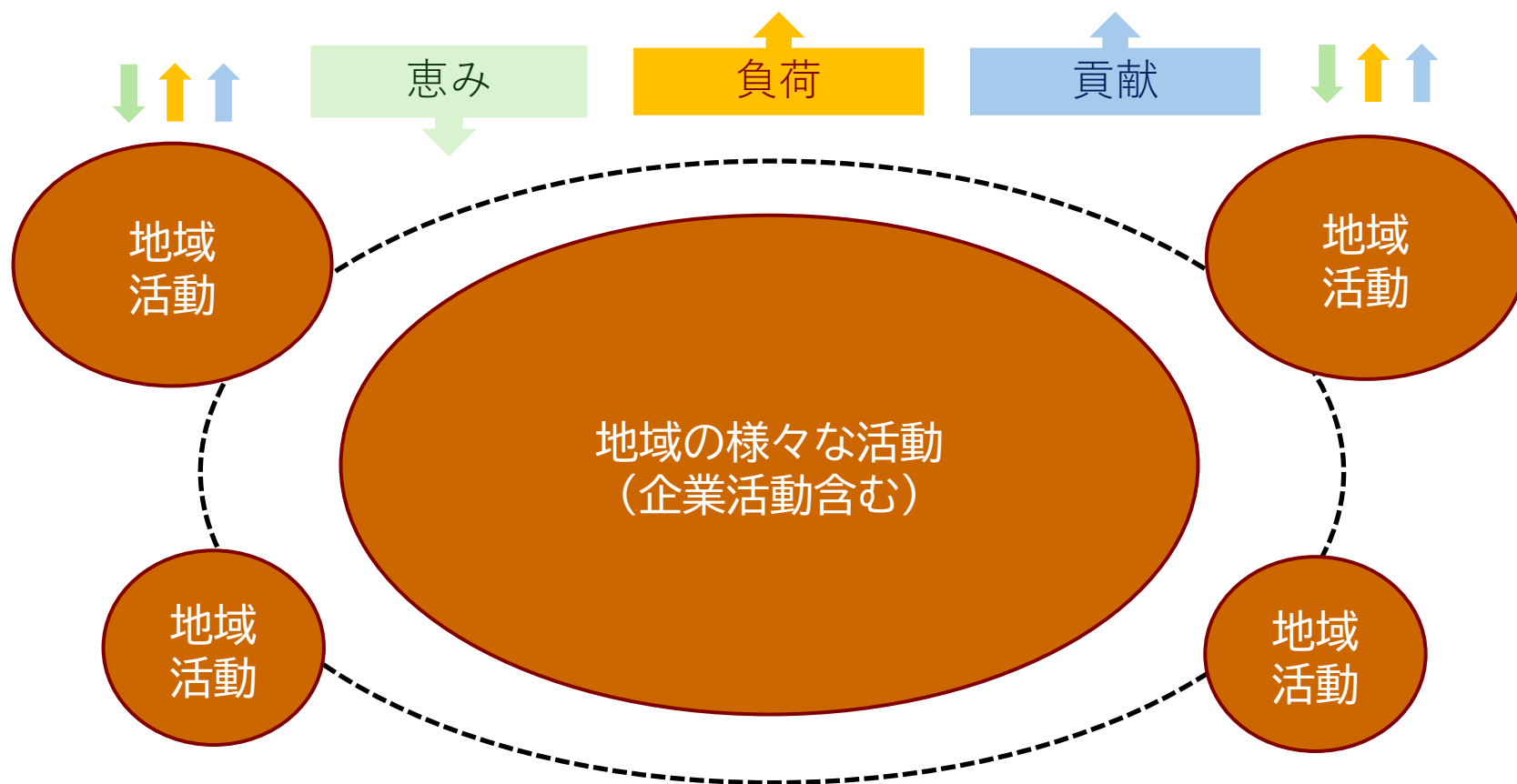
- ・ 自社にとっての「恵み」、「負荷」、「貢献」を想像してください。



出典：環境省「生物多様性民間参画事例集」を一部加工

http://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/guideline/jireisyu.pdf

生物多様性(地域・国内外の生態系)





30by30アライアンス

<https://policies.env.go.jp/nature/biodiversity/30by30alliance/index.html#alliance>

HOME	昆明・モントリオール生物多様性枠組について	プラットフォーム会員	プロジェクトマッチング	企業の取組事例	お役立ちリンク集
------	-----------------------	------------	-------------	---------	----------

ネイチャーポジティブ経営推進
プラットフォーム

ネイチャーポジティブの実現に向けて

自然資本を守り活かす社会経済活動を様々なステークホルダーと手を組み、広げていきましょう

https://www.biodic.go.jp/biodiversity/private_participation/business/#

自然共生サイト、交付金、支援証明書、その他ネイチャーポジティブ経営やネイチャーポジティブな地域づくりについて、ご不明点等中部地方環境事務所(052-955-2130)にご連絡ください。

